

《M1027》が《高麗鉄地金銀象嵌鏡架》に至るまで

愛知県美術館主任学芸員（保存担当） 長屋菜津子

この資料は受贈時、名称や資料価値に関する手がかりが一切ありませんでした。愛知県美術館は「現秩序尊重の原則」にのっとり、御遺族からの受け取り順に通し番号をつけています。この番号を私どもはコレクション番号と称しており、この資料に関しては御遺族M氏から受け取った1027番目の資料ということで、「M1027」というコレクション番号が付けられました。しかし美術館も公立であるため、ある種の役目的な手続きが必要です。すなわち、その姿を示す写真と、仮であっても名称と、そして評価額が必要になり、この資料に関しては、その当時、受入を担当していた学芸員により「鉄製交椅」と仮に命名され、所蔵品登録が行なわれました。

ところで、工芸作品の場合、その命名にはある種の作法のようなものがあります。

「A（時代）B地C文D E」

これが工芸品の名称の主な骨組です。ABCのところに、様々な漢字があてはめられています。

まずは、「A」の部分です。省略される場合も多いのですが、その作品が作られた時代を示す表記で、海外の場合はそれが国の名前であることが多く、すなわち「A」の部分だけで、作られた地域や時代、時には民族すらも表現することができます。次にくる「B」は、その主体となるものの素材名で、通常、その材質の次に「地」の文字を入れます。「C」は、その主たる素材を装飾するモチーフの名前、文様名が入り、これも慣例として「文」の文字で締めくくります。「D」は、その装飾モチーフを表現するための技法名、そして「E」は用途です。工芸品というものは、美術品や宗教対象と異なり、必ず使われるものですから、用途は作られた時から定められているはずです。

「C」と「D」は、いずれかが省略される場合もありますが、その作品の特色を表す部分ですので、より作品を特徴付ける方が優先されます。

このM1027を受贈した時、上記のうち「A C D E」がわからなかったので、正式な名称が付けようがなかったわけです。受贈時の仮名称「鉄製交椅」は、正式な命名の法則に沿ったものではありません。これは仮の名称だということが、その名前の成り立ちからわかるようにしてあったということです。

受贈から名称が確定するまでの経緯を文末にまとめていますが、8年の年月を要しています。特に技法については議論があり、確定に至るまで膨大な資料やデータを丁寧に検証して下さった協力者の皆様には深く感謝申し上げます。現在、この鏡架には保存処置が施されており、さらに復元模造を視野に入れ、調査研究を継続するつもりであります。まだまだ課題は多く残されているのですが、今、この段階で現在の調査報告を行なう事には大きな意味があると考えています。この情報を公開する事により、また多くの方々から、新たな知見を得、復元模造に向けた研究にも深まりを与えて頂けるものと考えているからです。

またその成果は、別の機会なり、あるいは復元模造への反映という形で、皆様に御報告できたらと考えています。

付記 名称が確定するまでの経緯（参考）

平成15（2003）年度

・故木村定三氏遺族より受贈。特別評価員による評価（特に評価なし）

平成16（2004）年度

・他の金工品とともに舶外学術専門員による学術調査（特に評価なし）

平成17（2005）年度

・状態の悪さから保存処置が優先とされ、保存担当学芸員が担当になる。保存担当は、当時、この作品に与えられていた作品評価に疑問を持つ。

・保存担当が外部数人の研究者に相談をし、優品である可能性の確信を深め、保存処置の前に作品価値を再考する事が優先と考える。

平成18年（2006）年度

・元興寺文化財研究所に科学調査（蛍光X線分析、繊維分析、放射性炭素年代測定、X-ray透過撮影、詳細写真撮影）を依頼。この科学調査結果については資料編参照。年代測定法のための試料採取箇所は保存担当が指定。この時の美術館の採取場所への基本的な考え方方は「現在は地金が露出されているが、本来は青銅の筋り覆いが被っており、鑑賞されるべきではない部位。その内できるだけ底面に近い地点を必要最低限」。採取した試料は1.1833g。精製後、実際に分析に使用された試料は0.9311g。結果は11世紀2/4期から12世紀中頃。

平成20（2008）年

・京都国立博物館久保智康氏に、木村コレクションのうち金工分野の調査を依頼。久保氏が特に注目した作品群の中にM1027が含まれる。久保氏は、この時点で遼の影響を受けた高麗のものである可能性が高いと指摘。

・この頃より、韓国の類例の情報が複数もたらされ、用途は鏡架であることが判明。

平成21（2009）年

・九州国立博物館にX線CTスキャナー撮影を依頼、久保氏同席。資料編参照

平成22年（2010）年度

・「木村定三コレクションM1027の研究会」を開催。この研究会の目的は

(ア) 当該資料の保存処置方法について

(イ) 製作技法の解明

(ウ) 製作された時代および地域の解明

この会議の協力者は卷末参照。この研究会で、美術史としての検証、およびそれまでの科学調査の結果が検証され、制作地制作時代は高麗であることが結論づけられた。しかし技法についての結論は保留となつた。

平成23年（2011）年度

・「保存処置に関する専門委員会」を設置（委員は卷末参照）し、元興寺文化財研究所にて保存処置を開始する。

・素地である鉄の金属学的調査を依頼し、鍛造である事が確定した。採取した試料は0.72g。考え方方は年代測定のための資料採取に同じ。資料編参照

①元興寺文化財研究所による微細破片の断層画像および元素マッピング。資料編参照

②久保氏による韓国中央博の類似作品との比較調査

③奈良文化財研究所の協力による、剥落した破片の高出力CTスキャン画像撮影。

・資料編参照

①②③の調査結果を受け、第2回専門委員会において技法は象嵌であると結論付けた。